

入札公告

条件付一般競争入札について、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定に基づき公告する。

令和８年８月１７日

群馬県立精神医療センター 院長 赤田 卓志朗

記

１ 入札に付する事項

（１）賃貸借契約

群馬県立精神医療センター入院患者用寝具並びに当直職員用寝具及びリネン類に係る賃貸借契約

（２）賃貸借の仕様等

詳細は仕様書による。

（３）契約方法

単価契約

（４）搬入搬出場所

群馬県立精神医療センター（伊勢崎市国定町二丁目２３７４）
サービス棟 洗濯室

（５）契約期間

令和８年１０月１日（木）～令和１１年９月３０（日）（３年間）

（６）入札方法

上記（１）の契約を入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

２ 入札参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（２）群馬県財務規則（平成３年群馬県財務規則第１８号。以下「規則」という。）第１７０条の２第３項の規定により作成された令和８・９年度物件等購入契約資格者名簿

- (以下「資格者名簿」という。)に登載されている者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更正手続開始又は再生手続開始(以下「手続開始」という。)の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りではない。
- (4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、群馬県から指名停止を受けていない者であること。
- (6) 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第9条の14の各号に定める基準を満たしていること。
- (7) 「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」(平成5年2月15日健政第98号厚生省健康政策局長通知)第3の8(2)及び「病院、診療所等の業務委託について」(平成5年2月15日指第14号厚生省通知)別添1に定める衛生基準を満たす洗濯施設を有している者であること。
- (8) 一般財団法人医療関連サービス振興会が運用する医療関連サービスマーク制度による「寝具類洗濯業務」の認定を受けていること。
- (9) 資格者名簿において、本社又は委任先営業所の所在地が群馬県内であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書に関する問い合わせ先
〒379-2221 群馬県伊勢崎市国定町二丁目2374
群馬県立精神医療センター 経営課
電 話：0270-62-3311
FAX：0270-62-0088
- (2) 入札説明書の交付方法
原則として、群馬県ホームページ(<http://www.pref.gunma.jp/>)からのダウンロードによる。なお、群馬県ホームページによる取得が困難な場合等にあつては、事前連絡の上、上記(1)の場所で交付を受けること。
- (3) 入札説明書の交付期間
令和8年8月17日(月)から令和8年8月25日(火)までの毎日。
ただし、上記(1)の場所での交付を受けるにあつては、土曜日、日曜日及び祝日を除き、時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
令和8年9月1日(火) 午前10時00分 即時開札
群馬県立精神医療センター 本館2階会議室

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書に入札説明書で定める書類を添付し、令和8年8月25日(火)午後5時までに、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関して説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他群馬県病院局財務規程(平成15年群馬県病院管理規程第5号。以下「規程」という。)第142条各号に掲げる入札は、無効とする。無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

有効な入札を行った入札者で、品目ごとの各入札単価が規程第116条により定められた各予定価格(単価)の範囲内の価格である者のうち、予定金額総額(各入札単価にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額)が最も安価である者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

(7) その他 詳細は、入札説明書による。